

序論

「文章様式」とはなにか

本書には「院政時代文章様式史論考」という書名をあたえたが、それは、「院政時代を中心とする、日本語文章様式の歴史に関する研究の書」というほどの意味である。この「序論」では、はじめにこの書名中にもちいた用語について説明し、さらに本書の目的とその各部分の内容について概括する。

まず、この書名の中心となる用語「文章様式」とは、どのようなものを使うかということであるが、それは、日本では一般には「文体」とよばれるものである。しかし、研究者の間では、このような「文体」ということばのさししめずものを、「類型的な文体」と「個性（別）的な文体」の二つにわけてかんがえることがおおい。『国語学大辞典』の「文体」の項目（市川孝氏執筆）では、そのことについてつぎのようにのべている。

- 1 序論
- 【種類】文体とは、類型的文体と個性的文体とに大別される。類型とは、類的に特殊なものであるが、不特定多数の表現に共通する類型的特殊性が認識把握される場合、これを類型的（あるいは範疇的）文体と呼ぶ。類型的文体は、ある特殊な表現の型として、他の多くの表現に適用することができる。

また、「個性的文体」について、この解説はつぎのようにのべる。

一方、ある表現の特殊性が、他に類を見ない、それ自体独自のものとして認識される場合を、個性的（あるいは個別的）文体と呼ぶ。多くは特定の作品・作家について、たとえば、『舞姫』の文体、森鷗外の文体、などというが、必ずしも作家やその作品についてだけとは限らない。個性的文体は、広く、特定の筆者とその文章表現について見られる。

「文体」ということばは、一般においても、また「文体論」などとよばれる研究の分野でも、それが単独でもちいられるばあい、このような「個性的文体」の意味であるばあいがおおい。

「類型的文体」を、この解説は、さらにつぎのように細分してしめしている。

観点の相違にもとづいて、次のような種類に分けられる。(1) 記載形式から。漢文体・宣命体・東鑑体(変体漢文)・漢字仮名交り文体、など。(2) 語彙・語法から。和文体・漢文訓読体(漢文直訳体)・和漢混淆体・候文体・擬古文体(雅文体)、など。また、文語体・口語体、あるいは、「だ」体・「である」体・「です・ます」体など。(3) 修辭上から。散文体・韻文体・四六駢儷体、など。また、簡約体(簡潔体)・蔓衍体・剛健体・優柔体、など。(4) 文章のジャンルの上から。日記文体・書簡文体・など。また、論説の文体、随筆の文体、小説の文体、など。以上のほか、時代的観点から、上古の文体(上古体)、中古の文体(中古体)、あるいは、王朝体・元禄体などということがあり、また、さらに総合的な観点から、日本語の文体を問題にすることもある。こ

れらのうち、漢文体・宣命体・東鑑体・和文体・漢文訓読体・候文体・擬古文体などを、とくに文章史的文体と呼ぶことがある。

これは、簡にして要を得た解説であると言えよう。このように、一般に言う「文体」にふくまれるもののなかから「個性的文体」の部分のをぞいた「類型的文体」の範囲が、ひろい意味での「文章様式」である。

そして、本書で「文章様式」としてとりあつかうそれは、これらのなかの「語彙・語法」を基準にして分類した(2)の範囲のものである。そのようにするのは、その部分が、広義の「文章様式」研究のなかにおいてもつとも中心となる部分であり、国語学における、この語の言う内容についての通常の理解でもあるとかがえるからである。

ただし、右にしめした『国語学大辞典』の細分について、本書の著者は、この分類の(2)には、例としてしめされている各種文章様式にくわえて、「変体漢文体」をあげるべきとかがえる。^(注1)その理由は、変体漢文が「変体漢文」あるいは「和化漢文」などとよばれるのは、記載形式・表記様式などの問題からではなく、それが、いわゆる正格の漢文でもちいられない語彙・語法をふくんでいて、その日本語文章としての様相が、漢文訓読体と多少相違していることからであるとかがえるからである。このように、わが国で書かれた漢文の一種である「変体漢文」は、記載形式・表記様式の面からは(1)に分類され、その語彙・語法の内実からは(2)に分類されるものである。

そして、その(1)の「変体漢文」は、古代・中世の日本における日常常用の表記様式として、きわめて重要な役わりをはたしている。したがって、その文章としての実質である「変体漢文体」も、きわめて重要な文章様式として、(2)から逸することのできないものである。

以上のべたように、「類型的文体」のうちの、「変体漢文体」をくわえた(2)の範囲をあつかうのが、本書の「文

章様式」についての研究である。右にのべたように、そのようなものを、一般にも、学術的にも、「文体」という語をもちいてよぶこともある。またさらに、この用語は、さきにも指摘したように「个性的文体」を言うばあいにももちいられる。したがって、これは、種々の意味でまぎれやすい面があるので、本書では「文体」という用語を使用することはさけることとするのである。

本書で取りあつかう「文章様式」を設定するための要素として、『国語学大辞典』は「語彙・語法」をあげるが、そのほかに「音韻」と「構文」をあげる研究者も存する。しかし、本書の著者は、このばあいの「音韻」の問題は、結局「語彙」のそれに帰着するとかんがえており、本書ではとりあげない。また、「構文」についても、明確な例はいまのところ見いだしえず、同様にする。

なお、本書の第一部・第一章でとりあげる和文体的な「なんぞ」と漢文訓読体的な「ナンゾ」のばあいのように、おなじ語形の語に文章様式によって意味のちがいが観察されることもある。このような例は、漢語について中国語学において「文白異同」とよばれてあつかわれる現象（注）と近似のものであるとかんがえられるが、日本語には類例がすくないようであり、本書では特にはとりあげず、ここで指摘するにとどめる。

そして、語彙と語法にもとづいて文章様式を設定するばあい、すなわち、ある文章が他の文章と文章様式的にちがっていることを認定するには、具体的にはどのようにするかということであるが、それには二つの基準があるようにおもわれる。一つは、ある二つの文章資料（群）間において、同意のことがらを表現するにあたって、語彙・語法がまったく相違しており、それがそれら二つの文章資料（群）全体に類型的におよぶばあいである。たとえば、漢文訓読体の文献で比況・比喻表現として「如シ」が専用され、和文の文献で主に「やうなり」が使用されるばあいなどである。類例を本書では、第一部第一章「何ゾ」と「など」の例よりはじめて、かなり多数しめすことになるが、二

つの資料（群）の間に同様な例がいく組か見いだされるならば、その二つの資料は、それぞれ別の文章様式に属することは確実であるとかんがえる。

二つめは、二つ資料（群）の間で、一方に存する語彙・語法が、他方にはまったくない、あるいはほとんど存しないばあいである。例をあげれば、本書でもとりあげるところのある「間」「而間」のばあいである。接続助詞「間」と接続詞「而間」は、平安時代の変体漢文には多数見いだされるが、いわゆる「正格」の漢文には使用されないと言つてよい。したがって、これは、正格の漢文と変体漢文をわけける語法とかんがえられ、〈漢文訓読体〉と〈変体漢文〉を区別して、それぞれを一つの文章様式として設定することの根拠になしうるとおもわれる。これに類するものは他にも存しており、したがって、本書の著者は、すくなくとも院政時代にあつては、変体漢文体は、一つの文章様式であるとかんがえる。この二つの基準は、実際に文章様式を見きわめるばあいには、二つとも機能するばあいがおおいとおもわれる。

「院政時代」とは、いつのことを言うのか」

院政時代の期間について、『国史大辞典』（昭和五十四年・吉川弘文館）の「院政時代」の項（竹内理三執筆）は、つぎのようにのべる。

院政の行われた時代という意味からいえば、応徳三年（一〇八六）の白河天皇讓位に始まるが、摂関時代につぐ時代の意味で、治暦四年（一〇六八）の後三条天皇即位の年以後を含めるのが通説である。その終りは、あるいは保元元年（一一五六）の鳥羽法皇崩御をもって区切りとするもの、あるいは建久三年（一一九二）の後白河法

皇崩御までとするものなどがあるが、その時代的特質から、承久三年（一二二一）の承久の乱、後鳥羽上皇の退位までとすべきである。院政はその後もつづくが、院政時代には加えない。

これによれば、日本史学の方面では院政時代の始まりと終わりについて、いくつかの説があるようであるが、その主たる部分は、一般に「平安時代」とよばれているものの末尾にあたり、さらにそこに「鎌倉時代」の冒頭部分もくわわるかいなか、という時期のことになる。「奈良時代・平安時代・鎌倉時代……」という、もつとも一般的な時代区分が、政権の所在地を「時代」に冠しているのに対し、「院政時代」という名称は、政治のありかたから見た時代区分である。したがって、それは、一般的な時代区分とは若干異質のものであるとすることができる。しかし、実際のところそれは日本史関係の研究においてもよく見かけられるので、一般的な時代区分を補助するものとして、「院政時代」をもうける必然性が存することはたしかなのであるとおもわれる。

しかし、この時代区分が日本語の歴史的研究の方面にそのままあてはめうるものかどうかは、また別問題である。日本語の歴史における時代区分については、江戸時代以前はあくとして、明治以後にさまざまなかんがえかたがおこなわれている。その最初のもものは、右にしめしたような、日本史学の時代区分を流用した、「時代」に政権の所在地を冠しただけのものであった。その後、次第にそこに国語史的なかんがえかたが加味されて現在にいたっているが、そのことについては、すでにいく度も論じられているので、^(注3)ここではくりかえさない。

そのようななかにあつて、論議のおおいことからの一つが、「院政時代」をどうあつかうかという問題のようにおもわれる。ここでは、その議論についても詳説することはさけるが、国語学の方面では「院政時代」は、「時代」とよばれてもかならずしも独立的には取りあげられず、「院政・鎌倉時代」などと、鎌倉時代と一緒にかたちで論ぜら

れることがおおい。そして、そのように一まとめにされた「院政・鎌倉時代」が、「古代」に編入されるか「中世」に属させるかについて、説がわかれることであるのである。

おなじ時期の国語が、学説によつて「古代」と「中世」にわかれることで、本書の著者などは、研究辞典の類を検索するばあいなどにとまどいを感じることも再々あるが、このようなあつかいのちがいが生じるのは、要するに、院政時代の国語が、「古代」と「中世」のそれとの、中間的な性格をもつことをものがたつているとかんがえられる。したがつて、本書の著者は、国語史における「院政時代」は、他の時代区分とならぶような画期ではなく、日本史学におけると同様の、補助的・便宜的な時代区分とかんがえる。そして、本書の著者は、「院政時代」はどちらかと言えば、「中世」のはじまりというよりは「古代」のつづぎとしての性格がつよいとかんがえる。

また、本書における「院政時代」は、以下に論ずること、特に、第二部・第二章の接続助詞的「間（アヒダ）」の用法の変化の問題からして、承久の乱ごろの鎌倉時代初頭までとするのが適当とかんがえる。その点でも日本史学のかんがえかたと一致するところがあるとおもわれるが、これはおそらく承久の乱ごろに平安時代以来の伝統文化のなされが終了したということであるとおもわれる。

「院政時代」のはじまりの時期については、本書の著者には特にかんがえはなく、国語国文学の方面ではもつとも通説的かとおもわれる、白河院の院政開始（一〇八六年）をそれとする説にしたがつておく。

「なにゆえに、院政時代の文章様式について論ずるのか」

院政時代までの日本人による文章の作成について概説すれば、日本人がはじめて文字をもちいて文章を書いたのは、弥生時代以前であろうかとおもわれる。しかし、そのことについて正確なことはなにもわかっていないが、その文章

は、漢字をもちいて中国語を書いたものであることはうたがいないとおもわれる。そうであるとすれば、その文章は、日本語のそれとは言えないものであることは勿論である。また、このようなできごとは、日本においておこったとはかぎらず、漢字が日本にもたらされる以前にもおこりえたはずである。

つぎの段階としては、主に漢字・漢文が日本にもたらされて以後、それに日本語の訳をあたえるようになる。そして、その訳の日本語によって漢文を読解する（訓読）が開始されるが、それにより漢字と日本語がよくむすびつく現象がおこり、その結果日本人はそのような（訓）を利用して、漢文によって日本語の文章を書くようになる。この文章は、すべて漢字で書かれていて、その措辞もすべて漢文法によっており、外見的に日本語の文章かいなかを判定することは困難である。よく知られた埼玉県行田市の埼玉古墳群から出土した『稲荷山古墳出土鉄剣銘』（四七一年か）がその段階のものかとおもわれるが、日本語を音仮名により表記したとおもわれる部分もあるものの、漢文で書かれた文字づらの背後に日本語の文章が存在するのかどうかは厳密な意味では不明である。しかし、そのような微妙な段階の漢文であつても、それがこの時期の日本にあつて、あるかぎられた範囲とはいえ、意思疎通のための手段として機能していたことはたしかである。

飛鳥時代にいたると、「推古遺文」とよびならわされている資料群のなかに、『法隆寺金堂薬師像銘』のような、日本語の敬語があらわれている文献があり、それが日本語の文章を書いている漢文であることはあきらかである。

このように、日本人が文章を書くのは、上代において漢語・漢文と接触したことからはじまり、いつのころからか漢文で日本語を書くようになるのであるが、その日本漢文の背後にある日本語の文章は、文章様式的に言えば、漢文訓読のための特殊な語法をおおくふくんだ（漢文訓読体）であるとかんがえられる。^{（注4）}その後日本人は、近代にいたるまでそのような日本式の漢文を書きつづける。また、特に平安時代からは、さらに、「変体漢文」とよばれる、日本式

の漢語法や中国の白話語法をとり入れた漢文をつくりだし、それを江戸時代まで日常的に使用しつづけたのである。そのような奇妙とも言える言語行為が長期間おこなわれつづけたのは、日本の地理的な条件と中国文化の優位性、および漢字の表語的な性格のもつ表記面での利便性、にもとづくことは言うをまたない。

一方、日本人は、日本語の音韻と構文にもとづく、日本語をそのまま書きあらわす文章様式もつくりだしてゆく。奈良時代には、和歌を、漢字の仮借としての用法である（万葉仮名）により、日本語の語彙と構文をそのまま表記する表記法や、漢字の訓などを利用して日本語の構文がたどれるかたちで表記する（正訓）字表記がおこなわれるようになる。しかし、これらは、和歌の音数律と漢字に固着した（訓）によりささえられて、かろうじて文章として成立しており、自由に散文を書くまでには発達せず、一般化はしなかった。

平安時代にいたつて平仮名が生まれ、日本人は「平仮名文」によつてようやく日本語にもとづく文章様式をつくりだした。平仮名文は「和文」ともよばれ、その文章様式面からの呼称が「和文体」である。平安時代の貴族階層の文字言語面での生活活動は、主にこの和文と右にのべた、変体漢文という日本式の漢文によつておこなわれていたのである。

院政時代になると、和文や日本式の漢文のほかに「漢字片仮名まじり文」が台頭してくるが、文献としては『法華百座』『今昔物語集』『宝物集』などがあらわれる。これらは、それまで文章表記にはほとんど使用されることになった片仮名をもちいて説話などを表記しており、それらの出現は、日本語表記様式史上で画期的なできごとであると言える。

しかし、それらは、その文章が文章様式的にはいかなるそれに属するのか、明確でないものがおおい。特に、それらの代表的なものである今昔物語集については、その文章様式が、前半は漢文訓読体的、後半が和文体的であると指

摘される一方、全体をつらぬく文章様式があり、それは漢文訓読体とも、あるいは変体漢文体とも言われている。

本書の著者は、そのように分裂する今昔物語集の文章様式像に興味をいだき、本書の第一部ではそのことについて論ずる。その結論は、今昔にはたしかに一貫する文章様式は存するが、それは漢文訓読体でもなく、変体漢文体でもなく、当時の口頭語かとおもわれる要素をふくんだ、和漢混淆体に分類すべきものであるということである。この、今昔物語集に見られる和漢混淆体は、おそらくは鎌倉時代以降の軍記物語などの和漢混淆体の先蹤になるものかとおもわれるが、いまのところそれへみちすじは明確にはたどれない。しかし、いずれにしろ今昔物語集は、日本における、実用的な文章の一つである漢字仮名まじり文とその文章様式である和漢混淆体の成立を確実にしめており、国語史上きわめて重要であると言える。

本書の第二部では、日本古代の表記様式のなかでもっとも優勢かつ重要であった〈変体漢文〉について論ずる。変体漢文がいつごろ成立し、どのようなものをそうよぶかは、本書の著者にはかならずしも明確でない。しかしながら、おそらくは院政期にはそれが成立していたことは、『平安遺文』におさめられている文書類などを観察すると、内容的にも数量的にもうたがいのないところとおもわれる。

その〈変体漢文〉は、さきにも述べたように、その漢字表記の背後に存する文章に、正格の漢文にはない、日本語的な語法などをふくんでいる〈漢文〉であると、一般には言われている。この第二部では、そのようなもののなかに、実は中国六朝時代ごろの白話語的な漢語法がまじっており、さらにそれから日本の変体漢文中で中国の漢文にはない、変体漢文独自の漢語法もうみだされてゆくことなども指摘する。このように、中国の文言文にはない語法の存在などによって、変体漢文体は、院政期には、和文体および漢文訓読体にならぶ日本語の一つ文章様式として確立していったとかんがえられる。

さらに、第二部では、日本漢文に『白氏文集』などによってもたらされた唐時代の白話語法とおもわれるものも存することをのべる。これらは、使用が変体漢文に限定されたり、そこにおいてあたらしい語法をうみだしたりはしていないが、院政時代ごろの日本漢文の一つの特徴を形成しているとおもわれる。

本書第三部では、『色葉字類抄』についてとりあげる。この辞書は、おなじく院政時代成立の『類聚名義抄』とともに、平安時代を代表する辞書の一つとされるが、従来、これは、院政時代における変体漢文を書くためのそれとかがえられてきた。しかしながら、第三部・第一章にせしめすように、この辞書の辞字門などには、比較的簡単な漢文である変体漢文を書くためとしては、多数すぎるとおもわれる単字があつめられている。そして、同時代の加點された日本漢文の文献などの用字との比較により、そのなかにはかなり修辭性のつよい漢文の用字とおもわれるものも見いだされることをのべる。

また、この辞書の疊字門に集録されている熟語には、『白氏文集』や『遊仙窟』などよりの白話語、さらには『文選』からの熟語がかなりおおく見いだされることをのべる。しかも、それらの文献、特に白氏文集は、その訓点本から語を採集しているように観察され、当時における日本漢文の作成のありかたについて示唆をあたえるようにおもわれる。

したがって、これらのことからして、この辞書はかならずしも変体漢文を書くためのものではなく、むしろ修辭性のつよい漢文、俗に言う「漢詩文」を書くためのものとかんがえられる。

以上、本書の第一・第二・第三部を通じて、本書が指摘するところは、院政時代の文章とその文章様式に関連することであり、それを一くちでいえば、「かならずしも変体漢文的な要素とはかぎらない」ということになる。しかし、これは、変体漢文を軽視する意味ではなく、むしろ院政時代における日本語文章としてのその重要性を、あまり

に過大視することに対する危惧としての発言である。

「本書で利用した翻刻などについて」

本書では、用例を調査・引用するにあたって、各種の翻刻や影印本を利用したが、それらについては、各章の末尾、または「注」にそのことをしめした。

用例の使用頻度がたかい文献の一つである今昔物語集については、そのふるい伝本がとっている「片仮名宣命体」とよばれる表記様式を踏襲せず、漢字も片仮名も同一のおおきさとした。これは、本書であつかう諸問題について、この表記様式をとって用例をしめすかいは、かならずしも重要ではないと判断したためである。

主に和文の文献について、翻刻を利用するばあい、その「凡例」などにしめすところにしたがつて、可能なかぎり底本の原形にちかづけようとした。これは、漢字表記や仮名づかいについて底本の状態をおもんじようとしたためである。しかしながら、翻刻の校訂者がとる方針によっては、そのようなことがまったく不可能な文献も存する。したがって、〈仮名づかい〉などにおいて、用例の表記が不ぞろいであるばあいもあるかとおもわれるが、現状ではいかんともしがたく、今後の課題としたい。

各種漢文を引用するばあい、翻刻・影印本をとわず、各種の〈返点〉は、他の研究者の論文からの引用部分などをのぞいて、すべて省略した。これは、翻刻におけるそれが校訂者によって付されたものであることがおおいこと、影印本におけるそれが各資料において方式がさまざまにことなること、さらに活字化におけるそれらの煩雑さ・困難さ、を考慮してのことである。

影印本から用例をしめすばあい、そのありさまを可能なかぎりつたえようとして、句読点は影印本により見るかたちにしたがつた。訓についても、その状態になるべくちかづけようとしたが、不完全なこともおおい。影印本以外の文献の句読点は、翻刻などにあるそれを参考にしつつ、本書の著者が付したものである。

注

- (1) 付随することとして、「(1) 記載形式から」の部分にしめされている「東鑑体(変体漢文)」の関係について、本書の著者は「東鑑体」は「変体漢文」のなかの一種類とかがえている。したがって、そこから東鑑体をのぞくか、あるいは括弧によつてしめされる関係を逆にすべきであるとかんがえる。
- (2) 松尾良樹「唐代の語彙における文白異同」(『漢語史の諸問題』昭和六十三年)
- (3) たとえば、「講座国語史」(昭和四十六年〜五十七年・大修館書店)には、つぎの二篇の関係する論がおさめられている。
 阪倉篤義「国語史の時代区分」(第一巻『国語史総論』・第三章)
 築島裕「時代区分の問題」(第四巻『文法史』・第一章「総説」・四)
- また、阪倉氏にはつぎのような論もある。阪倉篤義「時代区分」(『講座日本語学』・1・総論)昭和五十七年・明治書院)
- (4) 〈漢文訓読体〉の語法・語彙についての内容は、時代的に多少の変動はあるようであるが、その大要は、山田孝雄『漢文訓読』によりて伝えられたる語法(昭和十年・宝文館出版)にくわしい。

sample